

経営発達支援計画の概要

| | |
|----------------|--|
| 実施者名 (法人番号) | 宇治田原町商工会（法人番号 6130005008838） |
| 実施期間 | 平成28年4月1日～平成31年3月31日 |
| 目標 | <p>(1) 宇治田原町商工会役職員が総力を挙げて小規模事業者支援体制を構築する。</p> <p>(2) 「宇治田原町第4次まちづくり総合計画」の実施に向けた取組を行う。</p> <p>(3) 京都府商工会連合会、山城区域商工会広域連携協議会、宇治田原町、地域金融機関等と連携し、小規模事業者の持続的発展を目標にした経営発達支援を行う。</p> <p>(4) 宇治田原町の地域経済活性化を図るため地場産業である茶業の振興及び観光資源の開発を行う。</p> |
| 事業内容 | <p>1. 経営発達支援事業の推進</p> <p><u>(1) 地域の経済動向調査に関すること</u> 行政機関の各種経済動向調査を始め、商工会独自に地域小規模事業者への景況調査を実施、地域経済動向の「収集」・「整理」・「分析」・「提供」を行う。</p> <p><u>(2) 経営状況の分析に関すること</u> 小規模事業者が抱える経営課題を抽出、その解決に向けた支援を行う。また、小規模事業者が保有する経営資源の分析を行い、小規模事業者の強みを把握、効果的な事業計画策定につなげるための経営状況の分析を行う。</p> <p><u>(3) 事業計画策定支援に関すること</u> 窓口・巡回支援時に小規模事業者からの相談を受ける際、事業計画策定や経営革新計画等の策定を目指す小規模事業者の掘り起しを行い、小規模事業者の目的に沿った事業計画策定支援を行う。また、創業計画策定支援については、山城区域商工会広域連携協議会と連携し「創業塾」毎年1回開催し、創業予定者の掘り起しを行い、創業計画の策定支援を実施する。</p> <p><u>(4) 事業計画策定後の実施支援に関すること</u> 経営支援員が事業計画を策定した小規模事業者へ巡回訪問及び窓口相談を行い、計画の進捗確認及び実施支援を行う。実施支援に際しては、他の支援機関と連携した「専門家派遣」や、金融機関と連携した金融支援及び各種補助金の活用による「資金調達支援」等を行い、計画の遂行を支援する。</p> <p><u>(5) 需要動向調査に関すること</u> 小規模事業者が売上向上を目的とした商品開発や販路開拓を効率的に行うために必要な需要動向に関する1次情報（アンケート）及び2次情報（業種別需要情報等）の収集及び整理・分析を行う。分析を行った調査資料は新商品開発や販路開拓に意欲的に取り組む小規模事業者へ提供を行う。</p> <p><u>(6) 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること</u> 宇治田原町「地域ブランド育成応援事業」を活用した販路開拓に係る「資金調達支援」や京都府商工会連合会「京都の味・技～丹後・丹波・山城の逸品～事業」等を活用した販路開拓の「場の提供」を行う。また、茶業・小規模事業者へは「海外への販路開拓支援」を積極的に行う。</p> <p>2. 地域経済の活性化に資する取組</p> <p><u>(1) 地域資源を活かした観光産業育成に関すること</u> 宇治田原町内の地場産業の振興を目的とした「お茶の魅力発信事業」及び、観光産業の新たな創出を目的とした「食の魅力の発信事業」を行う。</p> |
| 連絡先 | <p>宇治田原町商工会 住 所：〒610-0261 京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷 1-36 電 話：0774-88-4180 F A X：0774-88-4678 ホームページ：http://ujidawara.kyoto-fsci.or.jp</p> |

(別表 1) 経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

(1) 宇治田原町の現状

①宇治田原町の位置及び人口

京都府宇治田原町は京都府の南東部に位置し、西に宇治市、北に滋賀県大津市、東に滋賀県甲賀市(旧信楽町)に接し、町面積 58.16 km²の内、77%が森林を占める中山間地域である。交通インフラに関しては鉄道路線がなく、自家用車への依存度が高い地域である。また人口は 9,495 人・3,262 世帯(H26 町推計人口調査)が居住し、平成 15 年をピークに人口減少傾向が続いている。



画像出典：宇治田原町ホームページ

人口推移 (平成 26 年宇治田原町統計書)

| 年/区分 | 人口 | 世帯数 | 世帯人口 |
|---------|--------|-------|------|
| 平成 2 年 | 8,316 | 2,058 | 4.04 |
| 平成 15 年 | 10,263 | 2,922 | 3.51 |
| 平成 25 年 | 9,568 | 3,213 | 2.98 |

②宇治田原町の歴史

宇治田原町は江戸時代(1738 年)茶農・永谷宗円翁が「青製煎茶法」を考案し、茶の大衆化を進めた。

宗円翁はその製造方法を惜しげもなく世に広めた事で、「宇治の煎茶」の名は全国にまたたく間に広がり、それが現在も宇治田原が「日本緑茶発祥の地」と呼ばれる所以である。平成 27 年に永谷宗円翁の生家は文化庁から、日本遺産に指定され、地域ぐるみで観光振興策が進み始めたところである。



永谷宗円翁

③宇治田原町の産業

「宇治田原町第 4 次まちづくり総合計画」には、地域の活力を創造するまちづくりとして、「①茶を柱とする地域産業の活性化と文化の発信」「②地域性を活かした農林業・工業の活性化」「③ふれあい豊かな商業・観光産業の活性化の推進」が計画されている。

このような総合計画のもと、町内の主要産業は、工業団地を中心とする「製造業」と、江戸時代から続く地場産業である「茶業」の 2 つが挙げられる。前段の「製造業」においては、昭和 62 年に京都府下初の民間主導型の工業団地を分譲、現在約 70 社が稼働し、年間約 500 億円超の出荷高までに成長してきた。しかし一方で、後段の「茶業」は、近年、ペットボトルの普及と東日本大震災以降、主要市場である東北地域の需要減少が影響し、厳しい状況が続いている。また、観光産業においても、近隣市町村である宇治市(平等院)・大津市(琵琶湖)・甲賀市(信楽焼)に比べ、観光資源に乏しく観光流入客が少ない。

(2) 宇治田原町における地域経済活性化に資する課題

- ①日本緑茶発祥の地を活かした「お茶の魅力を発信・販路を開拓する」取組が不十分
- ②観光流入客を増加させるため「新たな観光産業の創出を図る」取組が不十分

(3) 宇治田原町商工会の現状

①宇治田原町商工会の組織

宇治田原町の小規模事業者数は 389 事業所（商工業者数 484 事業所）、業種的には小売・サービス業及び茶卸小売業の構成比（33.5%）が高いのが特徴である。また、工業団地を有しているため製造業の構成比（21.5%）が高いのも地域的な特徴である。

また、宇治田原町商工会の会員総数は 331 事業所（組織率 68.3%）、役員は会長以下 25 名、職員は 5 名（広域経営支援員含む）にて運営を行っている。

②地域経済活性化への取組及び小規模事業者への支援

宇治田原町商工会では、昭和 56 年の商工会法一部改正以降、積極的に地域振興事業に関与し、「春のさくらまつり」、「夏の花火大会」、「秋のふるさとまつり、商工祭」、「冬の賀詞交換会」等、数多くの地域経済活性化事業の中核を担い、地域住民からも高い評価を得てきた。また、小規模事業者向けの経営改善普及事業においても、金融・労務・税務といった指導業務を中心に実施し、地域の小規模事業者からも身近な経営相談窓口として、一定の評価を得てきた。

③高度・専門化する経営支援への組織的対応

平成 15 年に京都府が示した商工会等の広域的な支援事業の実施体制の構築に向けた「小規模企業支援対策マスタープラン」を受けて、平成 18 年に京都府下では初めての取組となる近隣 4 商工会（宇治田原町商工会、八幡市商工会、京田辺市商工会、井手町商工会）との職員常駐型の半拠点型広域連携事業（現：山城区域商工会広域連携協議会）をスタートし、高度・専門化する小規模事業者支援への対応を図ってきた。

また、前述の組織改編に伴い、宇治田原町商工会においても地域振興事業の一部を廃止・縮小した上で、経営支援員 1 名を広域拠点に配置し、小規模事業者への支援体制の充実化を図りつつあるが、まだ十分な体制が整っているとはいえないのが現状である。

④職員の資質向上への取組

平成 18 年以降、経営支援員資格要件の変更に伴い、宇治田原町商工会所属の経営支援員においても公的資格取得に向けた取り組みを積極的に行ってきた。現在、中小企業診断士をはじめ、販売士、日商簿記等の公的資格を取得し、資質向上を図っているが、日々高度・専門化する小規模事業者への支援には、更なる資質向上の取組が必要である。

(4) 宇治田原町商工会における経営発達支援事業に資する課題

- ①地域経済動向及び地域小規模事業者の経営状況の実態把握が不十分。
- ②小規模事業者が提供する商品・サービスの需要動向の把握が不十分。
- ③経営革新計画等の法認定支援件数増加対策が不十分。
- ④販路開拓に係る支援件数増加対策が不十分。
- ⑤商工会職員の資質向上に係る組織的対策が不十分。

(5) 取組の目標

前述の「地域及び商工会の現状と課題」や「宇治田原町まちづくり総合計画」を踏まえ、宇治田原町、地域金融機関、山城区域商工会広域連携協議会、京都府商工会連合会等と連携し、小規模事業者の持続的発展に必要な収益力の向上を目的とした「経営発達支援」及び、地域経済活性化に係る「お茶の魅力」を発信する取組支援や、観光産業の育成に係る「食の魅力」を発信する取組への支援を実施する。

なお、具体的な取組概要に関しては後述 P 3 の「(6) 取組の基本方針」に記載する。

(6) 取組の基本方針

地域小規模事業者の持続的発展と地域経済活性化を図るため、宇治田原町商工会は、宇治田原町、地域金融機関、山城区域商工会広域連携協議会、京都府商工会連合会等と連携し、主に以下の事項に取り組む。

1. 地域の経済動向調査に関すること

行政機関の各種経済動向調査を始め、商工会独自に地域小規模事業者への景況調査を実施、地域経済動向の「収集」・「整理」・「分析」・「提供」を行う。

2. 経営状況の分析に関すること

小規模事業者が抱える経営課題を抽出、その解決に向けた支援を行う。また、小規模事業者が保有する経営資源の分析を行い、小規模事業者の強みを把握、効果的な事業計画策定につなげるための経営状況の分析を行う。

3. 事業計画策定支援に関すること

窓口・巡回支援時に小規模事業者からの相談を受ける際、事業計画策定や経営革新を目指す小規模事業者の掘り起しを行い、事業計画策定支援を行う。また、創業計画策定支援については、山城区域商工会広域連携協議会と連携し「創業塾」毎年1回開催し、創業予定者の掘り起しを行い、創業計画の策定支援を実施する。

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること

経営支援員が事業計画を策定した小規模事業者へ巡回訪問を行い、計画の進捗確認及び実施支援を行う。実施支援に際しては、他の支援機関と連携した「専門家派遣」や、金融機関と連携した「資金調達支援」等を行い、計画の遂行を支援する。

5. 需要動向調査に関すること

小規模事業者が売上向上を目的とした商品開発や販路開拓を効率的に行うために必要な需要動向に関する1次情報（アンケート）及び2次情報（業種別需要情報等）の収集及び整理・分析を行う。分析を行った調査資料は新商品開発や販路開拓に意欲的に取り組む小規模事業者へ提供を行う。

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

宇治田原町「地域ブランド育成応援事業」を活用した販路開拓に係る「資金調達支援」や京都府商工会連合会「京都の味・技～丹後・丹波・山城の逸品～事業」等を活用した販路開拓の「場の提供」を行う。また、茶業・小規模事業者へは「海外への販路開拓支援」を積極的に行う。

7. 地域経済活性化支援

宇治田原町内の地場産業の振興を目的とした「お茶の魅力発信事業」及び、観光産業の新たな創出を目的とした「食の魅力の発信事業」を行う。

8. 商工会の支援力向上

「商工会職員の自己啓発」や「既存の経営支援員研修」等のOFFJT及び「経営発達計画を推進していく上で実践力の向上を図る」等のOJTを併せて実施する。また、単位商工会経営支援員と広域経営支援員間で定期的なミーティングの場を持ち支援情報の交換・ノウハウの共有化を図る。

9. 事業の評価

目標達成のため、「経営発達計画検討委員会」において、経営発達計画に係る「計画・実行・修正」を検討・協議・評価を行い、成果及び評価を公表する。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間

3年（平成28年4月1日～31年3月31日）

(2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援の内容

1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

商工会が地域小規模事業者の実態や動向等を把握するために必要な各種経済動向の「収集」・「整理」・「分析」・「提供」を行う。これまで商工会では、行政機関の経済動向調査等の収集・整理を行い商工会内部資料として保管・閲覧を行ってきた。今後は、宇治田原町商工会が独自に行う「管内小規模事業者景況等調査」等の一次情報の収集及び、行政機関の経済動向調査等の2次情報の収集にあたる。これら収集された情報の整理・分析を行い、管内小規模事業者へ定期的に提供を行う。

【事業内容】

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 調査目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者の持続的発展に有益な情報の収集・整理・分析・提供 ・事業計画策定時、外部環境分析に必要な地域経済基礎データの整備 ・宇治田原町役場への支援施策要望時の基礎データ |
| 情報の収集 | <p>【1次情報の収集】 「宇治田原町商工会 管内小規模事業者への景況等調査」 売上額、利益額、資金繰り、従業員数等の項目について昨年比、来期予測等の項目について調査・収集を行い地域特有の課題の整理・分析し提供を行う。</p> <p>【2次情報の収集】 「行政が実施する各種経済動向調査の収集」 行政が実施する各種経済動向調査を収集し、製造、建設、小売・サービス、地場産業（茶業）、観光産業等に属する小規模事業者が事業計画策定時において外部環境データとして活用出来る様、内容を整理・分析し提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動に関して：近畿地域鉱工業生産動向、京都府鉱工業指数 ・消費活動に関して：小売店販売状況、小売店商品別販売額 ・建設活動に関して：京都府統計書 (発注機関別、目的別、工事分類別公共機関からの受注工事件数と請負契約額) ・茶業活動に関して：農林水産省ホームページ「お茶をめぐる事情」 ・観光活動に関して：京都府及び近隣市町村観光動向調査報告書 |
| 整理・分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・1次情報の収集に関しては1年に1回、管内小規模事業者に対してアンケートを個別回答方式で行い、調査担当者が情報の整理・分析を行う。 ・2次情報に関しては、おもに近畿経済産業局HP及び京都府統計ナビ等より4半期に1回（統計調査によっては年1回）調査担当者が整理・分析を行う。 |
| 活用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・分析結果は情報発信担当者が、定期的にホームページ・会報等で公表し、地域小規模事業者へ外部環境データを提供する ・巡回・窓口支援時に地域経済データとして活用する ・事業計画策定時に、外部環境分析データとして活用する ・行政への小規模企業支援施策要望時の根拠資料として活用する |

【目標数値】

| 項目 | 27年度(見込) | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----------------------------|-----------|------------|------------|------------|
| 地域小規模事業者景況調査 実施回数及び調査企業数 | 4回 36社 | 1回 300社 | 1回 300社 | 1回 300社 |
| 地域経済動向調査回数 | 0回 | 4回 | 12回 | 12回 |
| 地域経済動向情報提供回数 提供回数及び提供企業数 | 0回 0社 | 2回 340社 | 4回 340社 | 4回 340社 |

※27年度(見込)は平成27年4月～12月実績に平成28年1月～3月の見込を足した数量とする

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

地域小規模事業者への事業計画を策定する上で、必要な経営状況の分析を行い地域内小規模事業者の実態把握を行う。これまで商工会では、補助金申請相談、税務・金融指導時においても経営状況の分析までの支援は実施してこなかった。今後は、前述の様な相談時に経営状況の分析を行い、小規模事業者の経営状況の実態把握を行う。

【事業内容】

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 経営状況把握目標 | <ul style="list-style-type: none"> 小規模事業者が抱える経営課題を抽出、その解決に向けた支援を行い持続的発展に結びつける。 小規模事業者が保有する経営資源の分析を行う。特に有形資産の乏しい小規模事業者は知的資産(人的資産、関係資産、構造資産)に注目し、小規模事業者の強みの源泉を把握し、効果的な事業計画策定につなげる。 |
| 経営分析項目 | <ul style="list-style-type: none"> 定量分析 財務分析(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)等を基にした分析を行う。 定性分析 SWOT分析(強み、弱み、機会、脅威の抽出)や、セグメント分析(経営理念←マネジメント←技術・ノウハウ←商品サービス←業績の流れ)等の分析を行い経営課題の整理、見える化を行う。 |
| 経営状況把握手段 | <ul style="list-style-type: none"> 巡回支援や窓口相談支援を通じて経営状況の把握を行う。 特に補助金申請相談、税務相談、金融相談時において、小規模事業者へ簡易分析等による経営状況の把握を行い、量的な相談件数増加につなげる。 より専門性の高い課題解決には、京都府商工会連合会等他の支援機関と連携、専門家派遣制度等を活用し支援の質的向上に向けた取組を行う。 |
| 分析結果活用方法 | <ul style="list-style-type: none"> 分析により経営課題を抽出、事業計画策定等を通じて、小規模事業者の課題解決に向けた支援を行う。 |

【目標数値】

| 支援内容 | 27年度(見込) | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------|----------|--------|--------|--------|
| 巡回訪問件数 | 1,200件 | 1,220件 | 1,240件 | 1,250件 |
| 窓口相談件数 | 800件 | 820件 | 840件 | 860件 |
| 内、経営分析打診件数 | 30件 | 55件 | 60件 | 65件 |
| 内、経営分析件数 | 20件 | 35件 | 40件 | 45件 |

※27年度(見込)は平成27年4月～12月実績に平成28年1月～3月の見込を足した数量とする

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

これまで商工会では、経営状況の分析支援や需要を見据えた事業計画の策定支援は積極的に実施してこなかった。しかし今後は、小規模事業者の持続的発展を目的とする需要を見据えた事業計画の策定支援を実施する。具体的には、前述の経営状況の分析を踏まえ、「販路拡大や新たな取り組み(経営革新)を計画している小規模事業者」、「自社の強みを明確化したい小規模事業者」、「地元の生産農家と連携した商品開発等新たな取組を計画している小規模事業者」、「事業承継、事業譲渡、第二創業を予定している小規模事業者」、「経営の発達を目的とした資金調達(融資、補助金)に取り組む小規模事業者」など、事業計画を策定する事で経営の持続的発展が期待される小規模事業者に対して事業計画策定の重要性を説明し、策定支援を実施する。また、創業予定者は平成19年以降、毎年実施している山城区域商工会広域連携協議会(八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町の4商工会の広域経営支援員で運営(以下、山城広域商工会))と連携した「創業塾」を、今後も年1回開催し、地域の創業予定者の掘り起し及び創業計画の策定支援を行う。

【事業内容】

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 事業計画策定支援の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の小規模事業者自らが事業計画を策定する技術を習得し、経営環境の変化への対応力を高めることが、小規模事業者自らの経営の持続的発展に繋がるものとする。商工会は、前述の経営状況の分析を実施した小規模事業者及び巡回訪問やセミナー等で掘り起した新たな取組等を行う意欲ある小規模事業者に対して事業計画策定の重要性を説明し、経営の持続的発展が期待できる後述の7つのケースの小規模事業者に対して、策定支援を実施する。また高度専門的な事業計画の策定については専門家派遣等の施策を活用し策定支援を実施する。 創業予定者については、創業後早期に経営を安定化させ事業存続率を高める事を目的とした事業(創業)計画策定支援を実施する。 |
| 事業計画策定支援の対象 | <p>【小規模事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①販路拡大や新たな取組(経営革新)を計画している小規模事業者 ②自社の強みを明確化したい小規模事業者 ③生産農家と連携した新たな取組を計画している小規模事業者 ④事業承継、事業譲渡、第二創業を予定している小規模事業者 ⑤経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者 ⑥経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者 ⑦その他、持続的発展が期待される小規模事業者 <p>【創業予定者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般創業予定者：1～3年以内に創業を予定している方 ・創業者：創業後1～3年を経た地域小規模事業者 ・社会起業家：社会起業の計画を持つ地域住民等 |
| 事業計画策定の具体的な支援内容及びその手段 | <p>【経営の持続的発展が期待される小規模事業者への事業計画策定支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業計画の策定を希望する小規模事業者の掘り起し」 <p>宇治田原町商工会は3名の経営支援員により年間約1,200件の管内事業所への巡回訪問と、約800件の窓口相談を行っており、様々な相談対応</p> |

や支援施策の提案を実施している。しかし一方で、前述の「経営状況の分析」や「事業計画の策定」に関しては補助金申請や融資に必要な事業計画など限定的な事業計画策定支援以外は実施して来なかった。今後は、前述の経営状況の分析を実施した小規模事業者及び事業計画策定支援の対象者に対応した以下の7つの事業計画策定ケースを想定し、事業計画を策定する事で経営の持続的発展が期待される小規模事業者に対して、策定支援を実施する。また、山城広域商工会と連携し「事業計画策定」をテーマとしたセミナーも開催し、事業計画策定を希望する小規模事業者の掘り起しを行う。

①「経営の革新を計画している小規模事業者への事業計画策定支援」

新たな取り組みで付加価値額や収益力の向上を目指す計画を保有し、京都府知事等の承認（経営革新計画）を受け事業計画の推進を目指す小規模事業者へ計画策定の支援を行う。なお、計画策定支援については、山城広域商工会所属の広域経営支援員及び京都府商工会連合会等と連携し、事業所や事業内容に最適な専門家を選択し、経営支援員と“二人三脚”で「事業計画策定支援」を実施する。

②「自社の強みを明確化したい小規模事業者への事業計画策定支援」

自社の見えない強み（知的資産）を活かした事業計画を保有し、京都府知事の認証（「知恵の経営」実践モデル企業認証制度）を受け事業計画の推進を目指す小規模事業者へ計画策定の支援を行う。なお、計画策定支援については、前述の①に同じく、山城広域商工会所属の広域経営支援員及び京都府商工会連合会等と連携し、事業所や事業内容に最適な専門家を選択し、経営支援員と“二人三脚”で「事業計画策定支援」を実施する。

③「生産農家と連携した新たな取組を計画している小規模事業者への事業計画策定支援」

宇治田原町は江戸時代以降、宇治茶の産地として茶業を中心とする一次産業が盛んな地域であり、近年は地域の小規模事業者や生産農家から農商工連携や6次産業化に係る相談が増加傾向にある。これらの相談者へ「農商工連携計画策定」及び「6次産業化（事業化）計画策定」等を提案し、各事業計画の策定支援を行う。

④「事業承継等を予定している事業者への事業計画策定支援」

宇治田原町管内の小規模事業者は、事業主の高齢化により事業承継の時期を迎えている事業者の割合が増加傾向にある。しかし、商工会からは具体的な事業承継計画等の策定支援を積極的には行ってこなかった。今後は小規模事業者のニーズに沿った事業承継、事業譲渡、第二創業等を支援するため、巡回訪問や窓口相談を通じて、おもに高齢の事業主や後継者を対象として、事業承継計画等策定の重要性や該当する支援施策の説明を行い、事業承継等の計画策定支援を実施する。

⑤「経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援」

宇治田原町商工会では、様々な小規模事業者向け補助金の申請支援を行い、たいへんニーズの高い支援施策となっている。今後は、小規模事業者持続化補助金など、事業計画策定を前提とした補助金施策を小規模事業者へ提案し、事業計画策定を促すツールとして活用を図る。また、補助金相談者の中から、特に経営の発達に意欲的な小規模事業者に対しては、補助事業計画作成支援に留まらず、簡易的な事業計画策定から経営革新計画等の高度・専門的な「事業計画の策定」を提案、策定支援を実施する。

⑥「経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援」

宇治田原町商工会では、日本政策金融公庫のマル経融資や新創業融資制度等、様々な小規模事業者・創業者向けの金融相談を行っており、相談時に申請書の作成支援と合わせて「経営改善計画」や「創業計画」等の事業計画の策定支援を実施している。今後は「小規模事業者経営発達支援融資」の相談対応も行い、従来の経営改善計画の策定に加え、経営の発達を目的とする事業計画策定支援を新たに実施する。

⑦「その他、持続的発展が期待される地域小規模事業者への事業計画策定支援」

商工会は地域小規模事業者の身近な相談窓口である。宇治田原町商工会においても年間約 2,000 件の相談（巡回・窓口）に対応を行っている。これらの相談の中から「経営状況の分析」や「事業計画の策定」を行う事で経営の持続的発展が期待出来ると経営支援員が判断した前述①～⑥のケース以外の小規模事業者に対して「事業計画策定」の重要性を説明し、まずは「簡易的な事業計画の策定」から経営革新計画等の「高度・専門的な事業計画の策定」を提案、策定支援を実施する。

【創業予定者等の掘り起しと創業計画策定支援】

・「創業塾の開催」及び「広域経営支援員と連携した創業計画策定支援」

山城広域商工会と連携し、年に 1 回「創業塾」を開催する。創業塾は、創業予定者（社会起業家等を含む）及び創業者（創業後 1～3 年以内の地域の小規模事業者）を対象として、主に土日を利用し約 30 時間の講義を行う。開催に際しては、山城広域商工会及び構成 4 商工会のホームページ及び行政広報、新聞折り込みチラシ等で広く創業予定者等の掘り起こしを行う。また、創業塾では創業者予定者等が必要な実務的な知識（会計、税務、金融、労務）をはじめ、マーケティングや経営戦略の基本的な知識を学んだ上、個別に「創業計画策定支援」を行う。また、窓口に直接相談に来られた創業予定者や創業者についても、山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、「創業計画策定支援」を行う。

・「金融機関との連携による創業予定者への創業計画策定支援」

地域金融機関と連携し、創業予定者に対して、京都府の制度融資等を活用し創業計画の策定支援を行う。京都府が行っている創業融資制度は、商工会等が実施する指定創業セミナーへの参加もしくは、商工会等の経営指導を受ける事が融資の条件であり、商工会が地域金融機関と連携し、創業計画策定支援を実施することで、創業予定者へ地域情報の提供など、きめ細かな創業計画策定支援を実施する。また、宇治田原町商工会では地域金融機関と金融審査会、金融懇談会等で定期的に創業支援施策等の情報共有を行う。

【目標数値】

| 支援内容 | 27年度(見込) | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------------------|----------|--------|--------|--------|
| 巡回訪問数 | 1,200件 | 1,220件 | 1,240件 | 1,250件 |
| 窓口相談数 | 800件 | 810件 | 815件 | 820件 |
| 内、経営分析件数 | 20件 | 35件 | 40件 | 45件 |
| 事業計画策定支援数 | 25社 | 40社 | 45社 | 47社 |
| 【内訳】 | | | | |
| ①経営革新計画策定支援 | 0社 | 1社 | 1社 | 1社 |
| ②知恵の経営報告書策定支援 | 1社 | 1社 | 1社 | 1社 |
| ③6次化・農商工連携等事業計画策定支援 | 0社 | 1社 | 1社 | 1社 |
| ④事業承継等事業計画策定支援 | 0社 | 1社 | 1社 | 1社 |
| ⑤補助金を伴う事業計画策定支援 | 13社 | 15社 | 17社 | 18社 |
| ⑥融資を伴う事業計画策定支援 | 5社 | 5社 | 5社 | 5社 |
| ⑦その他、簡易的な事業計画策定支援 | 6社 | 16社 | 19社 | 20社 |
| 事業計画策定セミナーの開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 創業セミナーの開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 創業計画策定支援数 | 2名 | 2名 | 2名 | 2名 |

※27年度(見込)は平成27年4月～12月実績に平成28年1月～3月の見込を足した数量とする

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

小規模事業者及び創業者が策定した事業計画を推進・実現するため、経営支援員は、巡回訪問及び窓口相談を通じて、定期的に計画のフォローアップを行う。これまで商工会では、経営支援員による事業計画策定支援後、継続的な実施支援を行う事は少なかった。しかし今後は、経営支援員が事業計画を策定した小規模事業者及び創業者へ、巡回訪問及び窓口相談を通じて、定期的に計画が順調に推移しているかについて、進捗の確認及び実施支援を行う。また、事業計画実施時点において発生した高度・専門的な課題の解決については、京都府商工会連合会やミラサポ等と連携し、専門家派遣制度を活用し支援にあたる。

【事業内容】

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 事業計画実施支援の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者は一般的に経営者自らが事業計画の策定から策定した事業計画の進捗管理までを行っている事が多い。また、限られた人的資源の中で事業を実施しているため、計画の進捗に差異が生じることが多い。このような小規模事業者の現状を受け、商工会の経営支援員が、「事業計画策定後の進捗管理」や「実施時点で発生した新たな課題の解決支援」を実施する事は、小規模事業者が策定した事業計画の実現に向けた大きな原動力になるものと考えられる。商工会は前述の事業計画策定を行った創業者や小規模事業者に原則2～3ヶ月に1回定期的に巡回訪問及び窓口相談を行い、事業計画の進捗管理や新たな課題解決支援を実施する事を目標とする。 |
| 事業計画実施支援の内容 | <p>①「経営の革新を計画している小規模事業者への事業計画策定後の実施支援」</p> <p>商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談において原則3ヶ月に1回定期的に事業計画の進捗状況確認を行い、更なる支援が必要な場合は支援頻度を増やす。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。また、経営革新計画の策定に取り組む小規模事業者は経営の持続的発展に意欲的な事業所が多いので、他の支援機関や金融機関と連携し、経営の発達に必要な新たな専門人材の確保支援や、新たな投資に必要な資金調達（補助金、融資制度）支援、新たな販路の開拓に必要な販路開拓支援施策等の提案を巡回訪問及び窓口相談を通じて行う。また計画実施時点において発生した課題について、高度専門的な課題については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。</p> <p>②「自社の強みを明確化したい小規模事業者への事業計画策定後の実施支援」</p> <p>商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問</p> |

及び窓口相談において原則3ヶ月に1回定期的に事業計画の進捗状況確認を行い、更なる支援が必要な場合は支援頻度(回数)を増やす。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。知恵の経営報告書(知的資産経営報告書)の策定に取り組む小規模事業者は、報告書(事業計画書)の策定目的として、社内マネジメント力の強化、顧客との関係性強化、金融機関への信頼性向上など様々な目的を以て策定を行っている。商工会は小規模事業者の策定目的に沿った実施支援を巡回訪問及び窓口相談を通じて行い、計画実施時点において発生した課題について、高度専門的な課題については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。

③「生産農家と連携した新たな取組を計画している小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援」

商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談において原則3ヶ月に1回定期的に6次産業化計画及び農商工連携等事業計画等の進捗状況確認を行い、更なる支援が必要な場合は支援頻度(回数)を増やす。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者については、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。6次産業化計画や農商工連携計画等に取り組む小規模事業者は、特に商品開発支援や販路開拓支援に係るニーズが高いため、特にこれらの課題解決について重点的に実施支援を行う。また高度専門的な課題については、(公社)京都府農業総合支援センター等と連携して実施支援を行う。

④「事業承継等を予定している事業者への事業計画策定後の実施支援」

商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談において原則3ヶ月に1回定期的に事業承継等事業計画の進捗状況確認を行い、更なる支援が必要な場合は支援頻度(回数)を増やす。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からの支援ニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。事業承継計画等に取り組む小規模事業者は、税務対策以外に顧客管理業務や経営管理業務など、経営全体の承継が必要であるため、複数の専門家から助言を得ながら実施支援を行う。また、計画実施時点において発生した高度専門的な課題の解決については、京都産業21・京都中小企業事業継続支援センター等と連携して実施支援を行う。

⑤「経営の発達を目的とした補助金の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援」

商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問

及び窓口相談において原則3ヶ月に1回定期的に補助金が当該小規模事業者の持続的発展に、より効果的に寄与する様、補助事業計画の進捗状況確認及び実施支援を行う。補助事業計画は一般的に、単年度の事業計画が多いので、補助事業計画終了後には必ず検証及び実績確認を行う。単年度で実績確認が難しい案件については、2年目も引き続き実施支援を行い、補助事業計画の検証および実績確認を行う。なお、計画実施時点において発生した高度専門的な課題の解決については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。

⑥「経営の発達を目的とした融資制度の活用に取り組む小規模事業者への事業計画策定後の実施支援」

日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金」及び「新創業融資」、「小規模事業者経営発達支援融資等」の斡旋・相談時に策定した事業計画の進捗状況確認を原則3ヶ月に1回（創業者は2月に1回）定期的に行い、更なる支援が必要な場合は支援頻度（回数）を増やす。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からの支援ニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行い差異が発生した原因を検証し解決に向けた支援を継続的に行う。なお、計画実施時点において発生した高度専門的な課題の解決については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。

⑦「その他、持続的発展が期待される地域小規模事業者への事業計画策定支援後の実施支援」

商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、巡回訪問及び窓口相談において原則3ヶ月に1回、「事業計画の進捗状況確認」を定期的に行い、更なる支援が必要な場合は支援頻度を増やす。事業計画2年目以降について当初1年間事業計画の進捗確認を実施した結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、画一的な進捗確認から事業者からのニーズに合わせた実施支援に切り替え、計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行うと共に実施支援を継続する。特に小規模事業者は限られた経営資源で日々の経営を行っているため、事業計画との差異が発生する事が想定される。経営支援員は「差異の確認」と差異が発生した原因を小規模事業者と検証し、着実な実施支援を行う。また、商工会・他の支援機関・行政が実施する支援施策の提案を行うと共に、計画実施時点において発生した課題について、高度専門的な課題については、京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたる。

・「創業計画策定支援後の実施支援」

創業者への巡回訪問及び窓口相談は特に頻度を高め、商工会は山城広域商工会所属の広域経営支援員と連携し、2ヶ月に1回「創業計画の進捗確認」を行い、更なる支援が必要な場合は支援頻度を増やす。事業計画3年目以降については対象創業者と協議を行い、進捗状況確認頻度を決定する。特に創業者は、経営の早期安定化を図るため、販売促進支援や資金繰り相談対応などの実施支援を重点的に

行う。また、商工会・他の支援機関・行政が実施する「創業支援施策の提案」を行うと共に、計画実施時点で発生した高度専門的な課題については京都府商工会連合会やミラサポの専門家派遣制度を活用し課題解決にあたり、存続率を高めるための実施支援を行う。

・「**経営資源の確保・資金調達支援**」

資金調達に係る実施支援については、小規模事業者持続化補助金等、補助金活用の提案や、日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」及び「新創業融資」、「小規模事業者経営発達支援融資」等の相談・斡旋支援を行い、創業者等及び小規模事業者の資金調達支援を実施する。各種補助金については、募集期間に先立ち商工会ホームページ等で案内を実施、管内小規模事業者へ広く広報を行う。また、融資制度については年2回日本政策金融公庫と連携し「1日公庫窓口相談会」を宇治田原町商工会において開催し、地域小規模事業者への資金調達の利便性向上を図る。

【目標数値】

| 支援内容 | 27年度（見込） | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------------------|----------|------|------|------|
| 事業計画策定後の実施支援社数 | 25社 | 47社 | 60社 | 65社 |
| 【内訳】 | | | | |
| ①経営革新計画実施支援 | 0社 | 1社 | 2社 | 2社 |
| ②知恵の経営報告書実施支援 | 1社 | 2社 | 2社 | 2社 |
| ③6次化・農商工連携等事業計画実施支援 | 0社 | 1社 | 2社 | 2社 |
| ④事業承継等事業計画実施支援 | 0社 | 1社 | 2社 | 2社 |
| ⑤補助金を伴う事業計画実施支援 | 13社 | 18社 | 22社 | 23社 |
| ⑥融資を伴う事業計画実施支援 | 5社 | 6社 | 7社 | 8社 |
| ⑦その他、簡易的な事業計画実施支援 | 6社 | 18社 | 23社 | 26社 |
| 創業計画策定後の実施支援者数 | 2名 | 4名 | 5名 | 5名 |
| 資金調達実施支援数（補助金・融資） | 18社 | 20社 | 22社 | 23社 |

※27年度（見込）は平成27年4月～12月実績に平成28年1月～3月の見込を足した数量とする

※実施支援社（者）数について

「当年度事業計画策定に基づく延べ実施支援社数」＋「過去年度事業計画策定に基づく継続延べ実施支援社数」

※小規模事業者の実施支援に係る目標数値について

- ・1年目：原則全社3か月に1回進捗確認を実施、経営支援員が更なる支援が必要と判断した場合は支援頻度（回数）を増やす。
- ・2年目以降：経営支援員は当初1年間事業計画の進捗確認をした結果、計画通りに推移している小規模事業者に関しては、事業者からの支援ニーズに合わせた個別実施支援に切り替える。また計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行い、実施支援を継続する。（目標数値においては約1/4の事業者が2年目も継続支援の対象として想定）

※創業者の実施支援に係る目標数値について

- ・1年目：原則全者2か月に1回進捗確認を実施、経営支援員が更なる支援が必要と判断した場合は支援頻度（回数）を増やす。
- ・3年目以降：経営支援員は当初2年間事業計画の進捗確認をした結果、計画通りに推移している創業者に関しては、創業者からの支援ニーズに合わせた個別実施支援に切り替える。また計画との差異がある事業者に関しては、引き続き進捗確認を行い、実施支援を継続する。（目標数値においては約1/4の事業者が3年目も継続支援の対象として想定）

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

小規模事業者が保有する需要動向の情報は、既存顧客の限定的な情報に留まる場合が多い。このような課題を解決するため、商工会は小規模事業者の強みを活かした商品開発や販路開拓に活かせるような需要動向に関する情報の収集・整理・分析・提供を行う。

これまで商工会では、需要動向調査に関しては、小規模事業者から相談を受けた時点において個別に調査・提供を行うに留まってきた。今後は小規模事業者の業種や課題に応じた需要動向に関して定期的に収集を行う。さらに収集した情報は業種別に整理・分析を行い、新商品開発や販路開拓等を検討している意欲的な小規模事業者へ提供を行う。また、事業計画策定支援等における基礎情報としても活用を行う。

【事業内容】

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 調査目標 | ・商工会が、潜在的な需要を“見える化”し、小規模事業者の売上向上に係る新商品開発や販路開拓の基礎資料となるデータの作成・提供を行う |
| 情報収集 | <p>【業種別需要情報の収集：小規模事業者全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済新聞、トレンド情報誌、日経テレコン等から最新の需要情報を収集 <p>【業種別需要情報の収集：地場産業／茶業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶需要データ（農水省）、緑茶の輸出入の調査（財務省通関統計）等から茶業に係る最新の需要情報を収集 <p>【業種別需要情報の収集：観光産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じゃらんリサーチセンター観光データ等から最新の需要情報を収集 <p>【商談会における情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当会は小規模商工会のため単独で展示会や商談会を開催する事が困難なため、京都府商工会連合会や他の支援機関が開催する展示会・商談会においてバイヤーのニーズ（製品仕様、パッケージ、原価、）に関するアンケート調査を行い情報の収集を実施する |
| 整理・分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報を業種別に分類し、整理・分析を行う ・調査担当を設置し、必要に応じて専門家からの助言を受けて定期的に整理・分析を行う |
| 活用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発や販路開拓等を検討している意欲的な小規模事業者へ情報提供を行い売上向上のための基礎資料として活用する ・事業計画策定時において、需要動向の基礎資料として活用する |

【目標数値】

| 項目 | 27年度（見込） | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----------------|----------|------|------|------|
| 業種別需要情報の整理・分析回数 | 0回 | 1回 | 4回 | 4回 |
| 展示会におけるアンケート調査 | 1回 | 1回 | 2回 | 2回 |
| 調査回数及び調査件数 | 100件 | 100件 | 200件 | 200件 |
| 需要動向情報提供件数 | 0件 | 5件 | 40件 | 45件 |

※27年度（見込）は平成27年4月～12月実績に平成28年1月～3月の見込を足した数量とする

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

地域の小規模事業者は既存顧客に依存したビジネスモデルが多く、新たな需要（顧客）の開拓に関しては、限られた資金や人員の問題で十分に組み立てていない事業者が多い。上記の様な課題を解決するため、意欲ある小規模事業者に重点を置いた販路拡大を支援するため「展示会・商談会への出展支援」及び、「マスメディアやホームページ、ソーシャルメディアを活用した情報発信等のプロモーション支援」を行う。

【事業内容】

| 項目 | 内容 |
|-------------|---|
| 販路開拓支援の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 意欲ある小規模事業者が、販路開拓を図るための支援として、大都市圏で開催される商談会への出展支援から、地域のイベントでの新商品発表会の開催等、小規模事業者のニーズに合わせた情報発信・販路拡大の機会を作る。また、IT技術を活用したホームページ作成支援やソーシャルメディア活用等のプロモーション支援を行う。 |
| 販路開拓支援の支援対象 | <ul style="list-style-type: none"> 独自性のある商品・サービスを持つ意欲ある小規模事業者 |
| 販路開拓の事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 大都市圏で開催される商談会、特産品市等への出展支援 京都府商工会連合会主催の商談会「京都の味・技 丹後・丹波・山城の逸品」への出展など。他の支援機関と連携し、大都市圏で開催される商談会や特産品市等への出展斡旋や出展情報の提供を行う。 茶業小規模事業者への海外展開支援 JETRO京都と連携し、海外バイヤーとの商談会紹介や、業種に特化した海外展開セミナーへの参加勧奨を行う。また、京都府商工会連合会とも連携し、海外展開支援事業（補助金）の活用や、商工会においては、京都府下商工会では初めての取組である「貿易証明書類」の発給等を行い、小規模事業者の海外展開を支援する。 展示会・商談会出展予定者への事前準備支援 おもに展示会等へ初めて出展する小規模事業者を対象に、出品商品の選定、原価の設定、JANコード申請、会社案内作成等、事前準備の支援を個別に実施し効果的な出展を支援する。 展示会・商談会・特産品市への出展に係る資金調達支援 「小規模事業者持続化補助金」や「宇治田原町地域ブランド育成等応援事業補助金」等を活用し、販路開拓を希望する小規模事業者の資金調達を行い、販路開拓へ取組を積極的に推進する。 地域イベントを活用した販路開拓支援 既存の地域イベントである「商工祭」や「宇治田原ふるさとまつり」「宇治田原を食べつくせ」事業等を活用し、自慢の逸品紹介や新製品の発表など地元顧客へのブランド浸透も大切な取組であるので、マスコミへのプレスリリース等、継続的な支援を行う。 ITツールを活用した小規模事業者の情報発信支援 ITツールを活用し、既存の販売先・取引先以外への認知度向上を図る支援を実施する。小規模事業者へのIT技術習得に係る支援については、「IT活用セミナー等による集団支援」及び「京都府商工会連合会と連携した専門家派遣による個別支援」を行う。 |
| 他の支援機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 京都府商工会連合会：主催商談会・特産品市への出展、販路開拓に係る専門家派遣、海外展開支援事業（補助金）の活用等 地域金融機関：金融機関主催ビジネスマッチング出展支援等 JETRO京都：海外バイヤー商談会、海外展開セミナー参加等 宇治田原町役場：地域ブランド育成補助金活用等 |

【目標数値】

| 支援内容 | 27年度(見込) | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------------|----------|------|------|------|
| 展示会等出展支援件数 | 5件 | 10件 | 15件 | 20件 |
| 海外展開支援件数 | 7件 | 10件 | 12件 | 15件 |
| I T活用による販路開拓支援件数 | 16件 | 35件 | 40件 | 40件 |

※27年度(見込)は平成27年4月～12月実績に平成28年1月～3月の見込を足した数量とする

Ⅱ. 地域経済の活性化に資する取組

【宇治田原地域の課題】

江戸時代から続く宇治田原町の地場産業である「茶業」は、近年ペットボトルの普及と東日本大震災以降、主要市場である東北地域の需要減少が影響し、各社厳しい状況が続いている。

また、宇治田原町は2023年（平成35年）に新名神高速道路開通及びインターチェンジの開業により、町内主要道である国道307号線の通過車両減少が予測されている。このような外部環境の変化は、ロードサイドの小売・サービス業者にとって大きな脅威である一方、遠方から新たな顧客を取り込む機会でもある。さらに、宇治田原町は近隣市町村である宇治市（平等院）・大津市（琵琶湖）・甲賀市（信楽焼）に比べ観光資源に乏しく、新たな観光資源の開発が町全体の課題ともなっている。

【目標】

地場産業である宇治茶の振興を目的とした「お茶の魅力発信事業」及び、観光産業の新たな創出を目的とした「食の魅力の発信事業」を行い、新名神高速道路開通後も他地域から観光客が立ち寄れる地域作り及び環境変化が予測される地域小規模事業者の新たな取り組み（第二創業、経営革新）の促進を目指す。

【事業内容】

（1）「お茶の魅力発信事業」

地場産業である宇治茶の振興を目的とした「お茶の魅力発信事業」を実施する。前述の販路開拓支援に合わせて、「日本緑茶発祥の地」である地域資源を活かした「イベント事業、特産品開発事業、情報発信事業」の3つの事業を軸に地域におけるお茶の魅力を発信する事業を展開する。

①「お茶の魅力発信事業 ～イベント事業：宇治田原ふるさとまつり～」

【組織と目的】

お茶を中心とした宇治田原の地域資源の情報発信を行い地域経済の活性化を図る事を目的とした「宇治田原ふるさとまつり」を開催する。主催団体は宇治田原町、宇治田原町商工会、JA京都やましろ、区長会、町内茶業団体、町内地域おこし団体等が構成団体となり実行委員会を組織して行う。また、実行委員会における検討会議は年間約10回程度開催し、地域経済の活性化を目的とした事業内容等の検討を行う。現状は茶業を中心とした情報発信に留まっているが、対象業種をより広げ、地域資源を活かした役務・商品を持つ地域の小売・サービス業者を巻き込んだ地域経済活性化の起爆剤としてイベントを実施する。

【宇治田原ふるさとまつりの概要】

宇治田原町総合文化センターにおいて、町内特産品の情報発信を行うため「お茶」、「お茶関連スイーツ」等の展示・試食・販売等を行う。また、「ふるさとスイーツまつり」を会場内において同時開催し、地域資源を活かした菓子製造等を行う小規模事

業者の新作発表会・販売の場を提供する事で、販路開拓を推進する。

②「お茶の魅力発信事業 ～特産品開発：日本緑茶発祥の地・宇治田原PR事業～」

【組織と目的】

若手経営者・後継者の集まりである商工会青年部と茶業青年会が合同で、「日本緑茶発祥の地宇治田原」をPRする事を目的に地域振興研究会を組織化。

【日本緑茶発祥の地・宇治田原PR事業の概要】

同研究会では、日本緑茶発祥の地宇治田原町を効果的にPRするために平成26年度は、はじめての事業として、宇治田原茶ペットボトルの商品開発及びテスト販売を行い、町内の茶小売店はもちろん、コンビニエンスストアでも購入が可能なご当地名産品の開発を行った。27年度以降も当該商品のブラッシュアップをはかり「日本緑茶発祥の地・宇治田原」の“広告塔”としての役割を果たせる様な商品化を目指しており、同製品の販路開拓及び、新たなPR策の検討に取り組む予定である。



宇治田原茶ペットボトル試作品

③「お茶の魅力発信事業 ～情報発信：お茶の里めぐり情報発信事業～」

【組織と目的】

宇治田原町内には、宇治茶の製造及び販売会社が約60社存在する。このような地域特性を活かし、既存茶業者の情報発信を目的とし観光地図及びWEBサイトの構築等の情報発信事業を行う。また作成団体は宇治田原町商工会商業部会が中心となり、町内茶業団体と連携し作成を行う。

【お茶の里めぐり情報発信事業の概要】

事業の第一段階として、町内のお茶屋を一覧出来る観光地図を作成する。掲載情報は、店舗基本情報の他に各社の「強み」や「顧客にとっての魅力」を検討・抽出し掲載を行う。また、インターネットでの検索に対応するためWEBサイトの構築や、タウン情報誌への共同広告掲載も段階的に検討・実施する。

(2) 食の魅力発信事業

①「食の魅力発信事業～宇治田原を食べつくせ事業～」

【組織と目的】

宇治田原にゆかりのある「食」をテーマとした「イベント」及び「情報発信」を行い“食で観光資源開発する”事を目的とした「宇治田原を食べつくせ事業」を開催する。主催団体は主に宇治田原町商工会商業部会の、飲食店、食品小売店が構成員となり「宇治田原を食べつくせ実行委員会」を組織して行う。実行委員会では、ワークショップ



明治時代の牛鍋を再現

形式の新商品開発会議や、情報発信勉強会において参加者全員がスマートフォンでホームページ情報の更新が行える仕組みを構築・運用し、参加小規模事業者の情報発信

能力の向上をはかっている。

【宇治田原を食べつくせ事業の概要】

平成26年度は宇治田原にゆかりのある「明治時代の“牛鍋”を復活させる事」をテーマに実施した。平成27年度においても昨年度事業をベースに開催を予定している。従来のイベントはイベント会場にのみに人が集まる仕組みであったが、今後は町内各店舗へ人が回流する仕組みを構築し、小規模小売・飲食事業者の活性化を図る。

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

①京都府下中小企業支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換

従来、商工会組織以外の支援機関との情報共有の場が無く、支援情報が少ない課題が存在した。このような課題を解決するため、京都府内の中小企業支援機関（京都府、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、京都産業21等）にて構成される京都府中小企業応援隊の全体研修会等に積極的に参加し、商工会以外の中小企業支援機関と支援ノウハウや各地域の需要動向等に係る情報の共有化を図り、新たな需要開拓を進める基盤構築を図る。

②京都府下商工会経営支援員との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換

従来、支援技術を習得するための経営支援員研修は存在したが、府下商工会の経営支援を対象にタイムリーな支援上の問題等を持ち寄り、協議を行う会議等は存在しなかった。このような課題を解決するため、京都府商工会連合会が主催している「経営支援力向上研究会」及び「経営革新等認定支援機関地域プラットフォーム連絡会議」等へ参加し、他の中小企業支援機関と支援ノウハウや各地域の需要動向等に係る情報の共有化を図り、新たな需要開拓を進める基盤構築を図る。

③広域担当経営支援員との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換

現状、単位商工会の経営支援員と広域連携拠点の経営支援員は定期的な支援内容等の情報交換の場を持っておらず、十分な支援情報の共有化が図れていなかった。このような課題を解決するために、今後は定期的な情報交換の場（ミーティング等）を設置し、支援情報、支援ノウハウ等に係る情報の共有化を図り、宇治田原町商工会管内における小規模事業者の新たな需要開拓を進める基盤構築を図る。

④金融機関・行政との金融情報及び支援ノウハウ等の情報交換

京都銀行宇治田原支店、京都中央信用金庫宇治田原支店とは、金融審査会開催時に定期的な情報交換を行っている。また、不定期ではあるが、前述の2つの地域金融機関及び年日本政策金融公庫京都支店、信用保証協会宇治支所、宇治田原町役場産業振興課との金融懇談会の場を持ち、地域金融情報の交換や小規模事業者への支援ノウハウ等に関する情報交換を実施する。

【目標数値】

| 項目 | 27年度(見込) | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------------------------------------|----------|------|------|------|
| 中小企業応援隊の全体研修会参加(回) | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 経営支援力向上研究会等への参加(回) | 3回 | 3回 | 4回 | 5回 |
| 単会経営支援員・広域経営支援員間の 連携支援情報交換会議(回) | 0回 | 6回 | 9回 | 12回 |
| 金融機関との連携情報交換 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 |

※27年度(見込)は平成27年4月～12月実績に平成28年1月～3月の見込を足した数量とする

2. 経営支援員等の資質向上等に関すること

①個別の能力開発計画に合わせた経営支援員研修等への計画的参加

これまで、経営支援員研修は経営支援員自らが、研修内容を選択して参加をおこなってきたが、今後は経営発達計画を遂行するために必要な経営支援員個別能力開発を鑑みて、年度当初に研修計画を策定する。また研修計画は主に京都府下の経営支援員研修をはじめ中小企業大学校の専門研修や、その他中小企業支援機関が実施する専門研修等を積極的に受講し、一層の支援力向上を図る事を目的とする。なお、研修計画の策定においては、経営発達計画支援事業の円滑な推進を図るため、経営革新支援、知恵の経営報告書支援、事業計画策定支援、販路拡大支援、地域経済活性化支援等の研修に集中的に参加を促し、従来の経営支援に必要な能力に加え、小規模事業者の利益の確保に資する支援ノウハウの習得にあたる。また、研修で得たノウハウ等は出張復命簿を作成、所内職員での回覧や、支援情報交換会議で情報共有を行う。

②経営発達支援事業の推進に係る経営支援員のOJTの実施

支援キャリアの浅い経営支援員等が事業計画策定支援等の業務に携わる際は、ベテラン経営支援員や中小企業診断士の資格保有経営支援員が現場で随行支援を行い、OJTを実施する。従来、窓口・巡回支援は経営支援員が1名で支援を実施してきたため、十分なOJTが実施出来ていなかったが、今後は経営支援員が複数にて支援を実施する事による支援能力の向上を図る。また、経営支援員間で定期的に「支援情報交換会議」を行い、研修内容や支援情報の交換・ノウハウの共有化を図る。

③経営発達支援に係る支援能力向上のための自己啓発の実施と評価

職員の支援能力向上には、職員自身の日頃からの自己啓発が必要である。各経営支援員は、年度当初に目標設定シートを活用し「資質向上のための目標設定」を行う。

また、事務局長は年度ごとにこれを評価・経営支援員へのフィードバックする仕組みを構築すると共に、経営支援員が自己啓発に取り組みやすい環境整備を推進する。

【目標数値】

| 項目 | 27年度(見込) | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|----------------------|----------|--------|--------|--------|
| 経営支援員研修時間(1名あたり年/時間) | 25年/時間 | 25年/時間 | 30年/時間 | 30年/時間 |
| 支援情報交換会議における研修内容共有 | 0回 | 6回 | 9回 | 12回 |
| 資質向上のための目標設定・評価等 | 0回 | 1回 | 1回 | 1回 |

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

毎年度、本計画に記載の事業の実施状況及び成果について、以下の方法により評価・検証を行う。

①事業の実施状況、成果の評価、見直し案の提示について

毎年度、実施主体である宇治田原町商工会事務局会議および企画PT委員会において、事業の実施状況、成果の評価、見直し案の提示を行う。

②評価、見直しの方針の決定について

毎年度、正副会長会、行政機関、本支援事業に直接参加をしていない専門家等の外部有識者により「経営発達支援計画検討委員会」を設置して、成果の評価を受ける、また見直しの方針についても決定を行う。

③理事会への報告について

毎年度、検討委員会において検討された事業の成果・評価・見直しの結果については理事会において報告を行い承認を受ける。

④事業の見直しへの対応について

翌年度は、事業見直しを受けた修正事業計画に沿って支援事業を実施する。

⑤公表について

事業の成果・評価・見直しの結果は、宇治田原町商工会ホームページにおいて計画期間中公表を行う。(<http://ujidawara.kyoto-fsci.or.jp>)

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(28年1月現在)

(1) 組織体制

①組織全体の状況

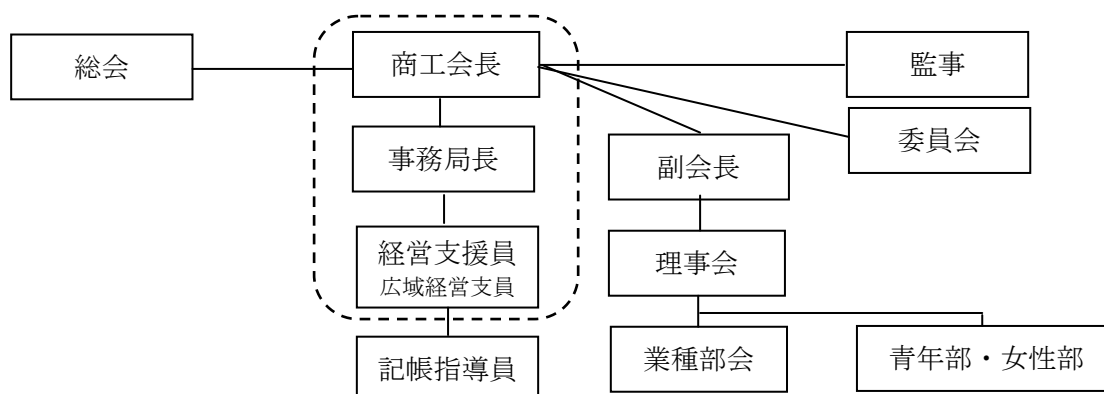
宇治田原町商工会

- ・ 会員総数：331名
- ・ 会 長：1名
- ・ 副 会 長：2名
- ・ 理 事：20名
- ・ 監 事：2名
- ・ 事務局長：1名
- ・ 広域経営支援員：1名
- ・ 経営支援員：2名
- ・ 記帳指導員：1名

②経営発達支援事業の実施体制

宇治田原町商工会（事務局）

- ・ 統括責任者：会 長（1名）
- ・ 実務責任者：事 務 局 長（1名）
- ・ 実 務 補 佐：広域経営支援員（1名）
経営支援員（2名）



(2) 連絡先

名 称：宇治田原町商工会

住 所：〒610-0261 京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷1-36

電 話：0774-88-4180 F A X：0774-88-4678

ホームページ：<http://ujidawara.kyoto-fsci.or.jp>

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | 年度 | 年度 |
|---------|--------|--------|--------|----|----|
| 必要な資金の額 | 41,300 | 42,300 | 42,300 | | |
| 人件費等 | 26,000 | 26,000 | 26,000 | | |
| 旅費・事務費等 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | | |
| 委員会開催費等 | 300 | 300 | 300 | | |
| 展示会出展費等 | 3,000 | 4,000 | 4,000 | | |

※展示会出展費用内訳：1社400千円×5社×2回

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--|
| ①「京都府小規模事業経営支援事業補助金」→京都府より振込 |
| ②「宇治田原町商工業振興事業費補助金」→宇治田原町より振込 |
| ③「会費収入」→年2回金融機関引落とし等にて調達 |
| ④「特別賦課金」→展示会出展時に出品料を請求(振込依頼等にて徴収) |
| ⑤「宇治田原町中小企業販路拡大支援事業」→展示会出展時に出品料の50%を補助 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

| 連携する内容 |
|---|
| <p>①地域の経済動向調査 山城区域商工会広域連携協議会と連携し「管内小規模事業者景況等調査」を行う。</p> <p>②経営状況の分析、事業計画策定支援、事業計画策定後の実施支援 京都産業21・よろず支援拠点・京都中小企業事業継続支援センター、京都府農業総合支援センター、京都府商工会連合会等と連携し、高度・専門的な課題解決には専門家派遣制度を活用する。また、山城区域商工会広域連携協議会所属の広域経営支援員とも連携し支援の質的・量的増加に取り組む。</p> <p>③新たな需要の開拓に寄与する事業 京都府商工会連合会、地域金融機関、ジェトロ京都と連携し、商談会・特産品市等への出展支援を行う。また、ジェトロ京都とは貿易投資相談制度を活用し様々な海外展開に係る課題解決支援を行う。</p> <p>④事業策定後の実施支援及び、新たな需要の開拓に寄与する事業に係る金融支援 地域金融機関、日本政策金融公庫と連携し、金融による資金調達支援を行う。</p> <p>⑤事業策定後の実施支援及び、新たな需要の開拓に寄与する事業に係る補助金支援 宇治田原町、京都府商工会連合会等と連携し、補助金による資金調達支援を行う。</p> <p>⑥経営発達支援計画検討委員会の実施 宇治田原町役場等と連携し経営発達支援計画検討委員会を開催する。</p> <p>⑦地域経済活性化に資する取組 町内茶業団体等と連携し「お茶の魅力発信事業」を行う。</p> |
| 連携者及びその役割 |
| <p>(1)「日本貿易振興機構 京都貿易情報センター JETRO 京都」 連携内容：③ 代表者：石原 賢一（所長） 住 所：京都府京都市下京区中堂寺南町 134 番地 KRP2 号館 215 号室 役 割：貿易投資相談制度を活用し様々な海外展開に係る課題解決にあたる 商談会等を活用し販路拡大支援にあたる</p> |

(2) 「(公財) 京都産業 21・よろず支援拠点・京都中小企業事業継続支援センター」

連携内容：②

代表者：村田 恒夫（理事長）

住 所：京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内

役 割：専門家派遣支援制度を活用し、高度専門的な課題解決にあたる

(3) 「(公社) 京都府農業総合支援センター」

連携内容：②

代表者：青合 幹夫（理事長）

住 所：京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2 京都府庁西別館内

役 割：農業応援隊派遣支援制度を活用し、高度専門的な課題解決にあたる

(4) 「地域金融機関及び日本政策金融公庫」

・ 京都銀行宇治田原支店

連携内容：③、④

代表者：田畑哲志（支店長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町郷之口中林 2

役 割：金融支援により円滑な資金繰りや設備投資の支援を行う
商談会等により販路拡大支援にあたる

・ 京都中央信用金庫宇治田原支店

連携内容：③、④

代表者：松尾毅（支店長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町贅田植山 36 番地 2

役 割：金融支援により円滑な資金繰りや設備投資の支援を行う
商談会等により販路拡大支援にあたる

・ 日本政策金融公庫京都支店国民生活事業部

連携内容：④

代表者：遠藤勝一郎（国民生活事業統括）

住 所：京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 101 アーバンネット四条烏丸ビル

役 割：小規模事業者経営発達支援融資制度等により金融支援を行う
商談会等により販路拡大支援にあたる

(5) 「京都府商工会連合会」

連携内容：②、③、⑤

代表者：沖田康彦（会長）

住 所：京都市右京区西院東中水町 17 番地京都府中小企業会館 4 階

役 割：専門家派遣支援制度を活用し、高度専門的な課題解決にあたる。
海外展開支援事業を活用し、海外展開における補助金支援を行う。
京都府商工会連合会が主催する商談会・特産品市等への参加勧奨を行う。

(6)「山城区域商工会広域連携協議会」

連携内容：①、②

代表者：堀口孝（会長）

住 所：京都府京田辺市田辺中央 4-3-3 京田辺市商工会館 1 階

役 割：巡回訪問において管内小規模事業者景況等調査を行う。
広域経営支援員と連携し高度専門的な課題解決にあたる。
創業塾及び事業計画策定セミナー等の共同開催を行う。

(7)「宇治田原町内茶業団体」

・宇治田原町茶盛組合

連携内容：⑦

代表者：辻井基博（組合長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷 1-36（宇治田原町商工会内）

役 割：他の町内茶業団体等と連携し「お茶の魅力発信事業」を行う。

・宇治田原茶販売協同組合

連携内容：⑦

代表者：安井徳重（理事長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷 1-36（宇治田原町商工会内）

役 割：他の町内茶業団体等と連携し「お茶の魅力発信事業」を行う。

・宇治田原茶業青年会

連携内容：⑦

代表者：中嶋剛（会長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町岩山釜井谷 1-36（宇治田原町商工会内）

役 割：他の町内茶業団体等と連携し「お茶の魅力発信事業」を行う。

(8)「宇治田原町役場」

連携内容：⑤、⑥

代表者：西谷信夫（町長）

住 所：京都府綴喜郡宇治田原町荒木西出 10

役 割：宇治田原町独自の販路開拓補助金制度の活用による販路開拓支援を行う。
経営発達支援計画検討委員会の実施協力。

